

第1回 会津若松市復興・再生推進協議会

会議記録

日時	平成24年3月14日（水） 10:30～11:20
場所	會津稽古堂 研修室4
構成員	■会津若松市復興・再生推進協議会設置要綱第3条第1項による出席者 会津若松商工会議所 株式会社日本政策投資銀行 株式会社東邦銀行 会津若松市企画政策部副参事兼企画調整課長 高橋 智之（協議会会長） ■会津若松市復興・再生推進協議会設置要綱第3条第2項による出席者 三菱伸銅株式会社
事務局	会津若松市企画政策部企画調整課 主幹 佐藤 浩 主査 中里 圭輔

次第

1. 開会
2. あいさつ（会津若松市）
3. 出席者紹介
4. 東日本大震災復興特別区域法における「復興推進計画」及び「復興推進協議会」について
5. 「会津若松市地域活力の再生に向けた取組み」について
6. 議事
 - (1)「会津若松市復興推進計画案」について
 - (2)その他
7. 閉会

議事要旨

- 協議会会長（高橋会津若松市企画政策部副参事兼企画調整課長）
会津若松市復興・再生推進協議会設置要綱（以下「要綱」）第4条2項の規定に基づき、副会長に会津若松商工会議所を指名したい。了承の確認をお願いする。
- 出席者
了承

○協議会会長

今回については、要綱第3条第2項の規定により、当該「復興推進事業を実施する者」として、三菱伸銅㈱に参加をいただいている。

また、本日は構成員の全員が出席しており、要綱第5条第2項の規定を満たしており、会議が成立することを報告する。

「会津若松市復興推進計画（案）」について説明していただきたい。

○事務局

東北地方太平洋沖地震やその後の原子力発電所事故の影響等により、本市においても、雇用の不安定化が懸念されるなど、地域経済や市民生活に不安を生んでいる状況にある。

この「会津若松市復興推進計画（案）」については、本市の中核的産業を担う立地企業の設備投資等への支援策を位置づけるものである。

こうした取組により、本市の産業、地域資源等の優位性を活かした経済活力の再生を図り、雇用と市民生活の安定を図っていかうとするものである。

（以下「会津若松市復興推進計画（案）」により説明）

○協議会会長

説明のあった「会津若松市復興推進計画（案）」について、ご意見をいただきたい。

○商工会議所

本計画は、伸銅品製造業に対する利子補給を想定したものだが、他の事業でも要請があれば、計画の検討を行っていくことでよいか。

○事務局

そうした考えである。

○商工会議所

推進計画の「4. ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名」は記載している金融機関だけでなく、県内に本店のある他の金融機関も加えるべきではないか。

○政策投資銀行

金融機関は、銀行だけではなく、JAなども可能ではある。しかし、事業を行うには国から指定を受ける必要がある。また、県外の金融機関が入るケースもあり得る。実際に事業を実施する予定があれば、その時点で追加することは可能。

○東邦銀行

企業の投資は雇用にもつながり、すばらしい計画だと考える。他の事業にも使ってもらえるよう検討をお願いしたい。融資額3億円以上の条件があるが、条件を緩やかにし、利用できる企業を増やすことはできないだろうか。

○協議会会長

3億円に満たない投資額への補助制度（ふくしま産業復興企業立地補助金）などもあるので、ここで住み分けるといふことだと思う。しかしながら、要件の緩和について

は、機会を捉え国へ要望していきたい。

○政策投資銀行

市の取り組みに敬意を表する。企業誘致も重要だが、他地域との競争もあり、既に立地している企業の強化が重要となってくる。この制度は、中核となる事業への投資が対象となり、当該企業が利用できることとなる。他の制度も活用して復興につなげてほしい。

○三菱伸銅

本制度の利用により、本市産業の発展と雇用に貢献できればと考えている。

○協議会会長

他に意見がないようなのでまとめたい。他の事業での検討や他の特例制度の活用については、今後の様々な動向に応じて対応していく。さらには、利子補給制度の要件の緩和については、機会を捉えて国に要望を行っていくということによろしいか。また今回については、この内容で国に申請を行うことによろしいか。

○出席者

了承（全員）

○事務局

この内容で認定に向け作業を進める。

提示資料

1. 会津若松市復興・再生推進協議会設置要綱
2. 会津若松市復興推進計画（案）
3. 東日本大震災復興特別区域法の枠組み
4. 東日本大震災復興特別区域法（抜粋）
5. 会津若松市地域活力再生に向けた取組み

以上